

県立都市公園における新型コロナウイルス感染拡大防止のための 施設利用方針【敷島公園運動施設 個人利用編】

この方針は、新型コロナウイルス感染防止のため、「社会経済活動再開に向けたガイドライン」「新型コロナウイルス感染拡大防止のための施設利用マニュアル」に基づくものとして、県立敷島公園運動施設の「個人利用」を行われる方々全てに遵守頂く事項となります。

原則として、外出自粛や感染症対策の徹底はじめ「社会経済活動再開に向けたガイドライン」の要請内容に準拠頂きます。

利用受付時や施設利用時にこの施設利用方針を遵守頂けない場合、利用をお断りすることとなりますため、必ずご一読頂きますようお願いいたします。

新型コロナウイルス感染症は、人との接触により、誰もが感染するリスク、誰でも感染させるリスクがあり、「あなた」と「身近な人」の命を守るための取組みになります。

1人でも感染者が出てしまうと、再び施設が利用休止となる可能性がありますので、「みんなが使う施設」として、ひとりひとりの感染予防行動が大切になります。

1. 共通事項

(1) 群馬県の定める警戒度と施設利用の条件について

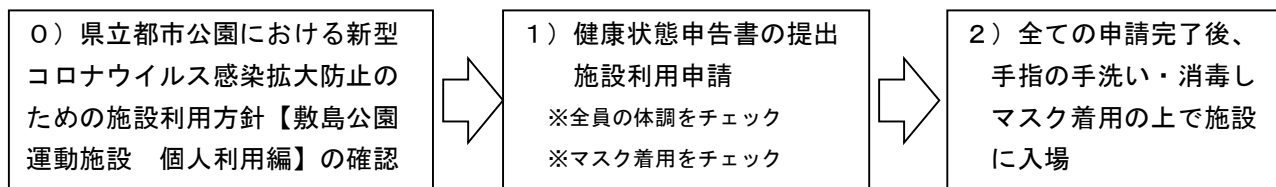
- ①この方針は、群馬県の定める「警戒レベル1」になっても適用されるものとなりますのでご注意ください。
- ②厚生労働省の接触確認アプリ（COCOA）の事前インストールをお願いします。

(2) 施設利用の留意事項について

- ①体調不良のときは利用を控えて下さい。
- ②利用者同士の距離を、概ね2m程度（最低でも1m）保つ様にして下さい。
- ③施設内で給水を取る時も、概ね2m程度（最低でも1m）離れる様にして下さい。
- ④混み合っているときは利用を控えて下さい。
- ⑤利用前後及び利用中などこまめに手洗・消毒を行って下さい。
- ⑥運動中及び食事中以外のマスク着用（夏場は熱中症に十分注意する）や、適切なマスク（品質の確かな、できれば不織布）の正しい着用を実施下さい。
- ⑦近距離での会話、集団でのお喋り、大声を出すことを控えて下さい。
- ⑧警戒レベル0及び1の場合、公園内の指定喫煙場所のみ喫煙が行えます。
警戒レベル2～4の場合、感染防止の観点から施設及びその周辺は禁煙になります。
- ⑨ゴミは必ず持ち帰って下さい。
- ⑩トイレはふたをして汚物を流し、利用前後にて手洗いを実施して下さい。

(3) 施設利用のお手続きについて

- ①従前までと異なり、新型コロナウイルス感染防止のため、本方針適用期間内は、全ての個人利用者様に以下の対応を実施頂きますので必ずご確認下さい。
- ②利用当日での対応も承りますが、受付での混雑が想定されますため、あらかじめご用意頂くことを推奨いたします。
- ③マスクの着用を確認して下さい。マスク未着用の方や持参していない方がいた場合は、マスクを配布しますので申し出て下さい。
※入場時はマスクの着用を原則とし未着用の場合は入場を認めません。



1) 健康状態申告書の記入と提出の流れ

- ①別紙の「健康状態申告書」を記入の上、公園管理事務所受付窓口へ提出下さい。
- ②「健康状態申告書」は、「施設を利用する全員」分の記入が必要です。
代表者の方だけの申請では利用受付ができませんのでご注意ください。
- ③「健康状態申告書」には、検温状況を記載する欄があります。朝ご自宅を出る前等で検温し、記入をお願いします。
- ④「その日の体温が37.5度以上ある方」の入場は認めません。また検温を忘れた等にて無記入の場合も、利用をお断りします。検温を忘れた方がいる場合、当日検温を行って頂きます。
- ⑤公園管理事務所にて非接触式体温計をお貸し出しすることもできますが、数に限りがありますので貸出対応や窓口検温を行う場合、申請完了までお時間がかかります。お時間に余裕を持ってご来園下さい。
- ⑥複数名でご利用する場合、体温計をご持参頂くか事前に記入頂くことを推奨します。
- ⑦「健康状態申告書」は、新型コロナウイルスへの感染者が出た場合の保健所や群馬県からの聞き取り調査にのみ使用致します（1カ月保管後、裁断処理します）ので正確にご記載下さい。
- ⑧「健康状態申告書」は、お1人様単位を対象にした様式1と、複数名単位を対象にした様式2を公園HPからダウンロードできるようにしていますのでご活用下さい。

2) 施設入場時の流れ

- ①「施設を利用する全員」分の健康状態申告書の提出と利用申請手続きが完了するまで、施設内には入場できません。また、入場時はマスクの着用を原則とします。未着用の場合も入場ができませんのでご注意ください。
- ②複数名の集団でご利用をお考えの場合、本方針の適用期間内は、従前までの様に「代表者の方だけが申請に来場し、その他の方は先に施設に入る対応は禁止」とします。
- ③同様に、「公園管理事務所（各施設）の営業時間前での入場の禁止」とします。「所定の出入口以外の通用門開放」も実施できません。

3) 施設入場後の流れ

- ①利用中、利用後のアルコール手指消毒液による消毒や液体石けんによる手洗いを徹底下さい。
- ②入場後も運動中以外はマスクを着用下さい。
- ③公園施設のトイレに液体石けん等を設置していますが、不特定多数の方がご利用しますので、ご心配の場合はご持参頂くことを推奨いたします。
- ④用具等の拭き取り消毒も実施していきませんが、利用の際に常時対応を行えないため、ご心配の場合は施設に設置した拭き取り専用の消毒液（手指は使用できません）を利用下さい。
- ⑤密集状態を避けるため、ご利用後は「長時間の雑談をはじめ利用に関係の無い時間外での居残りを禁止」とします。次の利用者にお譲り下さい。

※施設個別の運用を次ページより記載いたします。

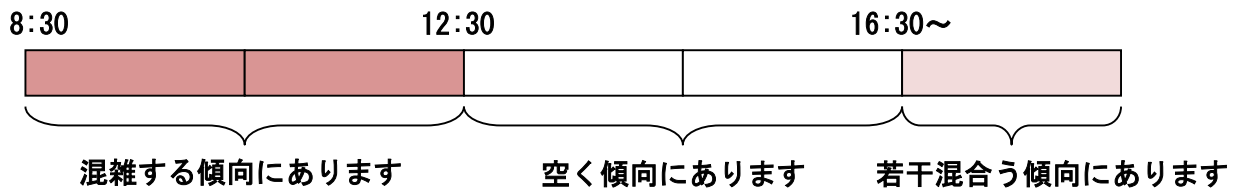
2. 屋内・屋外水泳場（関水電業敷島プール）の利用について

- ・「1. 共通事項」への対応を実施頂きます。
- ・受付レイアウトの変更や、健康状態申告書記帳場所の設置を行っておりますので、当日に対応を要する場合、十分に時間の余裕を持ってご来場ください。
- ・従前までの施設利用ルールは継続となりますが、複数人数での利用や時間帯での密集が生じる施設のため、群馬県のガイドライン及び施設利用再開検証チームの提言を踏まえて以下の対応を行います。
- ・「屋内：50mプール場内は100名迄（団体によるコース利用含む）」とします。
※トレーニングルームは一度に5名まで入室可能とします。
- ・「屋外：最大80名迄（内訳参考：25mプール50名、徒渉プール30名迄）」とします。
※屋外につき、屋内に比べ感染リスクが低い場所ではございますが、受付時や更衣室での混在が生じますため感染予防対策にご協力頂きます。
※最大人数である80名以下の場合において、内訳参考で示す人数を若干超えるご利用を希望の場合には水泳場受付にご相談下さい。
- ・利用にあたっては、ピーク時混雑を避けて時間分散によるご利用を推奨いたします。
- ・更衣室は、その性質上から、密集状態が発生しやすく、感染リスクが高い場所になります。感染を回避するため、水着をあらかじめ着用しての来場を推奨いたします。
- ・また、更衣室における密集状態を回避するために、利用可能なロッカーの数の縮減を行っております。人数が密集してしまった場合は、施設の判断により入場制限をすることがあります。
- ・特に夏期においては、屋内利用と屋外利用が混在し更衣室が混み合います。そのため混雑時の集団利用では、一度に更衣室を使うことを避け、数分の時間を置いて更衣室を利用頂きますようご協力下さい。
- ・更衣室内の脱水機、ドライヤー、ビート板など、飛沫感染及び接触感染リスクの高い施設貸出品は使用ができませんので、あらかじめご承知置き下さい。
- ・館内での密集状態を回避するため、各所に設置していたベンチの撤去、一部間引きを行っております。
- ・来館時に着用していたマスクは施設に放置せず、ロッカーに保管し、持ち帰って下さい。
- ・遊泳時にマスク着用が行えない関係上、プールサイド等でのマスク非着用状態は、感染リスクが高まります。不特定多数の遊泳者有無に関わらず、プールサイドでのマスク非着用状態での近接会話はお止め下さい。
- ・採暖室は、密接・密集・密閉が回避できない空間のため現在利用が行えませんが、再開に向けての対応を検討中です。
- ・下足入れ用の袋は、予めご持参ください。

3. 補助陸上競技場の個人利用について

- ・ご利用時の人数制限は実施しませんが、「1. 共通事項」への対応は実施頂きます。
- ・従前までの施設利用ルールは継続となります。
- ・「大会」及び、施設を独占しての利用は、「団体利用編のマニュアル」に準拠頂きます。
- ・密閉された屋内施設ではありませんが、複数人数での利用や時間帯での密集が生じる施設のため、以下の対応を行いますのでご注意ください。
- ・従前より土日祝日は、ピーク時間帯（8:30～12:30 頃）に大勢の利用が集中する傾向にあります。ピーク時混雑を避けて時間分散によるご利用を推奨いたします。

※ピーク時間の考え方



4. テニスコートの個人利用について

- ・「1. 共通事項」への対応を実施頂きますので、当日に対応を要する場合、十分に時間の余裕を持ってご来場ください。
- ・従前までの施設利用ルールは継続となります。
- ・密閉された屋内施設ではありませんが、複数人数での利用や時間帯での密集が生じる施設のため、「大会」以外の個人申請であっても、施設全体又は複数面を長時間利用し大人数で利用（競技者以外にも応援者保護者の入場を伴う等）する際は、「団体利用編のマニュアル」に準拠頂きます。

5. 屋内施設（陸上競技場、野球場、サッカー・ラグビー場、公園管理事務所）の利用について

- ・令和4年1月21日より上限人数の制限が強化されます。
- ・「1. 共通事項」への対応を実施頂きますので、当日に対応を要する場合、十分に時間の余裕を持ってご来場ください。
- ・屋内施設となりますため、警戒レベルの如何に関わらず以下の運用を遵守頂きます。
- ・同一空間における滞在時間は極力2時間以内としてください。
- ・「会議室」単体で利用される場合、事前予約制とし、「団体利用編のマニュアル」に準拠した対応を実施頂きます。
- ・陸上競技場トレーニングルームの上限人数運用に伴い、事前にお電話での利用予約制とします。来場時間や人数等あらかじめご連絡下さい。

該当施設	屋内施設	上限人数の運用	3密回避の運用
陸上競技場	トレーニングルーム	当面、利用休止	当面、利用休止
	雨天走路	個人利用や、競技団体にて雨天走路単体を利用する場合、80名以下まで入室可能	機械換気がありません。使用時は必ずグラウンドに面した扉を開放して下さい。
	会議室1	1度に15名まで入室可能	機械換気がありません。使用時は必ず窓を開放して下さい。
	会議室2	1度に20名まで入室可能	概ね1時間程度経過したら休憩を入れ、窓を開放しての換気をして下さい。
野球場	会議室	1度に10名まで入室可能	機械換気がありません。使用時は必ず窓を開放して下さい。
サッカー・ラグビー場	会議室	1度に15名まで入室可能	概ね1時間程度経過したら休憩を入れ、窓を開放しての換気をして下さい。
水泳場	トレーニングルーム	当面、利用休止	当面、利用休止
	大会運営室	1度に10名まで入室可能	概ね1時間程度経過したら休憩を入れ、窓を開放しての換気をして下さい。
公園管理事務所	会議室A	1度に 7名まで入室可能	概ね1時間程度経過したら休憩を入れ、窓を開放しての換気をして下さい。
	会議室B	1度に 7名まで入室可能	
	多目的室	1度に 5名まで入室可能	